

令和5年度

福島地方最低賃金審議会

第2回自動車小売業専門部会

議事録

日 時：令和5年10月2日(月)

10:00～12:20

場 所：福島合同庁舎 3階共用会議室

出席者：(公)長谷川、元井

(労)鎌田、志賀、鈴木(克)

(使)大内、森、宗形

1 開 会

(部会長) 定刻になりましたので、これより第2回自動車小売業最低賃金専門部会を開催します。

議事に入る前に、事務局は定足数の確認をお願いします。

(補佐) 本日は、公益の森谷委員が欠席されていますが、委員の3分の2以上の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

2 議 事

(部会長) それではこれより議事に入ります。

(1) 配付資料の説明について

(部会長) 本日配付されている資料について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 本日配付させていただきました資料について説明いたします。

資料の下のページ数は、9月15日の合同部会で取り決めたとおり、合同部会で配布させていただいた資料からの続きページとなっています。今回配布させていただいた資料は、113ページから日本銀行福島支店が9月12日に公表した福島県金融経済概況です。概況としては、113ページに書かれているとおり「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに持ち直している。」と分析されています。

もう一つ120ページから福島県が9月28日に公表した最近の県経済動向です。8月までの乗用車新規登録台数は126ページに記載されています。9月15日の合同専門部会でも新規登録の関係の資料を配布させていただいておりますが、参考にさせていただければと思います。

(部会長) ただいまの説明で質問等がありましたらお願いします。

(な し)

(2) 金額審議について

(部会長) 次に金額審議に移りますが、金額審議に当たってお願いがございます。

特定最低賃金は、労使の合意があって決定され、状況に即して改正されます。その趣旨に沿って、労使のイニシアティブを発揮していただき、全会一致の結論となりますようお願いいたします。また、9月15日の合同での第1回専門部会において、労働者側、使用者側委員の皆様にご了解をいただいておりますが、金額審議で金額の提示をされる際は、その金額とした根拠について簡単なメモで結構ですので部会長に提出をお願いします。

そのメモについては、公益委員と事務局で共有させていただきますのでコピーを取らせていただきます。また、時間の制約もありますので労使双方にも提供してよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) 本日は実質的に初回の審議ですので、金額審議に入る前に、労働者側、使用者側委員それぞれから、自動車小売業における賃金実態や経済状況等についてご意見をお伺いし、各委員が共通認識を持つようにしたいと思います。

その後に金額の審議に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) ご意見をお伺いする前に各側での協議時間を設けた方がよろしいでしょうか。

(大内委員) はい、そうですね。

(部会長) 15分ほどでよろしいでしょうか。

目安15分としますので、伸ばしたい場合はおっしゃってください。

【労働者側委員・使用者側委員退室】

【労働者側委員・使用者側委員入室】

(部会長) それでは、最初に労働者側各委員から賃金実態や経済状況等について発言をお願いします。

(鈴木(克)委員) 現状でございますが、労働環境自体はかなり整備されており、非常に良い状況になってきていると思います。休日や労働時間管理を非常に厳しく組合と会社側で話し合ってきました、良くなってきております。その中でも、離職が止まらないという現状です。離職者等にヒアリングをさせていただいたところ、以前は休日や人間関係で離職される方が多かったのですが、近年、賃金という声が結構聞かれるようになっております。以前は、離職者の転職先に関しては、自動車関係のディー

ラーや販売会社でしたが、近年は、自動車関係ではなく他業種に流出しているというような状況が続いております。毎年春は賃金を上げてきたりしているのですが、他業種と比べると魅力が足りていないと思っております。以前、人が多かった部分もありまして、1人当たりの業務量が少なかったのですが、近年、人が少なくなってきましたので、1人当たりの業務量が増えているというところで、仕事量と賃金が見合わないと思う人が多くなってきたのかと思います。ですので、労働側としては、労働環境が良くなっても最終的には賃金というところで、産業として優位性を保てなくなってくところが非常に悔しいところであることを現在の実態としてご報告させていただきます。

(鎌田委員) 新車の大幅な機能追加等に伴って様々な仕事が増えているということもありますし、自動車販売に関しては車の販売、車検等の整備、自動車保険の管理促進など、仕事量はかなりあると思います。

(部会長) ありがとうございます。次に使用者側各委員から賃金実態や経済状況等について発言をお願いします。

(森委員) 現在の業界の状況を申し上げますと、配布された資料にもあるとおり新車登録台数等、増加をしている状況にあります。これは前年比で見た場合であって、その前、いわゆるコロナ禍2020年度から22年度は、車が工場で作られなかった、お客様にもお届けできないという状況で、業績的にも相当へこみました。今年は、工場で作れるようになったので、コロナ前と比べてもプラスで、お客様にもお届けができていますという状況になっております。この2年間お届けできなかった車、たまりにたまっていたものが今年になって、従来にも増してお届けできるようになっているという変化がありますので、前年比というように簡単には言えないのではないかと考えております。

す。このお客様がいつもよりもお待ちいただいているという状態が、この先2年半くらいで解消されて、通常のペースに戻るというシナリオを感じます。今一時的に登録台数が増えていると思っていただいた方がいいかなと思います。

(宗形委員) 新車がそのような感じで、データ上、売れているという状況になっていますが、作れなくて納車が遅れているだけだということだと思います。

中古車につきましても、福島県の業者が今までどおり売れているかということ、減少していると思います。これは、ネット販売が普及されてきていまして、他県から購入しているということです。登録をやっておりますが、3割から4割が福島県のユーザーが埼玉県や東京で買った登録ということで、東京の業者が福島の人に売ったので福島ナンバーにしてほしいという登録業務をやっております。登録件数から言うと伸びていると思いますが、実質、福島県の方が福島の販売店で買った数字は徐々に減っていると思います。

福島県の最低賃金の900円でいいのではないかと、特定最低賃金として業種ごとに設ける理由を教えてくださいと思っています。

(部会長) ありがとうございます。

先ほどの質問については、事務局に答えていただくのがよろしいかと思いますが、特賃の趣旨をご説明いただけますか。

(室長) 特賃自体、業界として労働条件の向上を目指していくという形で労使で一致しているという流れできているのが、この最低賃金の意味合いでございます。地域別最低賃金よりも高いということで業界としては優位性という意味合いがあるということで、業界として残していきたいということで流れてきていることだと思います。時代とともにどうなっていくかわかりませ

んが、現状はそういった形で、長年の歴史の中で来ているということでございます。

(部会長) ありがとうございます。特定最低賃金が設定されているそれぞれの業種の中で、一定のスキル、技術を必要としている労働者を対象としているものだと思いますが、地域別最低賃金はすべての労働者に適用されるものですので、性質が違うものだと思います。特定最低賃金を廃止して地域別最低賃金でやるべきだというご意見があることは承知しておりますが、そうなってくると、地域別最低賃金を議論する際に、一定の技術を持っている人たちにも適用される最低賃金だと考えますので、そうだとすると地賃がそれによって引きあがるかもしれませんので、そういったことも踏まえて使用者側としては特定最低賃金を残すか残さないか、賃金をいくらにするかということも踏まえてご検討いただければと思います。

(森委員) 自動車業界も一定のスキルが必要な人とそうじゃない役割の人がいますので、一概にこの業界にいるから一定のスキルが必要なのかというと、必ずしもそうではないと思います。整備士は国家資格が必要ですので一定のスキルが必要になりますが、営業マンなどは普通の会社の営業マンと変わりませんので、誤解のなきようにと思います。

(宗形委員) 地賃より上だということは喜ばしいことだと思いますが、そのような表示が車業界はわかっていないと思います。最低賃金が900円になったということは知っていますが、車業界が922円だということは100人の社長に聞いてもわからないと思います。ただ、最低賃金より上だということになれば、働く労働側は知っているのかと思いますが、賃金が安いから辞めていくという方もいらっしゃるでしょうが、あまりいないのではないかと思います。ディーラーであれば、ノルマ分の達成賞をもらえますし、保険を取ったら取った分の報奨金とかもらえ

ると思います。逆に言うと、今の若い人たちのコミュニケーション能力、人と話したくないということが一番の要因だと思います。車業界だと営業しなければいけないということで、嫌われる部分なのかなと思います。

(部会長) ありがとうございます。労働者側・使用者側から発言内容について質問等ございますか。

(なし)

(部会長) 私からお伺いしたいのですが、離職者が増えていて他業種に移るといってお話もありましたが、具体的にどういった業種に移ってらっしゃるかとか、把握していますか。

(鈴木(克)委員) 運送業や製造業など、整備士のスキルを持っている方でも他業種に移ってしまうという状況ですし、営業マンも人と接しないところや別な営業のところに移ってしまうという状況です。

(宗形委員) 営業マンは実績によってどんどん上がっていきませんが、整備工はノルマがないので、逆に言うところの方を賃上げすべきではないかと思います。

(鈴木(克)委員) 実際、営業マンはある程度大卒で基本の部分が高いですが、整備士は専門卒であったりしますので、最初の給与ベースが低いという状態になります。ただ、特定最賃を上げることによって、こういう方たちの賃金を上げられるのではないかとこの部分もありましたので、ぜひ、意見を出し合いながら賃上げをできればと思います。

(宗形委員) 最低賃金を基準にすると整備工がかわいそうだと思います。なので、2級を持っている人の手当や、1級整備士の手当、それ以外に危険手当などあると思います。資格に対して手当を出すべきではないかと思います。

(鈴木(克)委員) 手当に関してですが、生涯的な賃金に関して手当は関係なくなってきたと思いますので、ベースを上げなくては行けない

ということになってきますので、生涯的な部分も含めて考えていただければと思います。

(部会長) 最低賃金はあくまでも最低基準で、そこがスタートになるので、スタートが高いか低いかでゴールまでの距離が短くなったり長くなったりすると思います。そういった意味で最低賃金を考えていただき、金額についてご検討いただければと思います。

それでは、金額の審議に入りたいと思います。審議の展開によっては、労使で話し合う場を持っていただくことも考えておりますが、まずは、例年どおり、労働者側から先に金額審議に入ることにしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

金額審議

(部会長) 使用者側からは2回目の金額提示は行わず次回提示ということでした。

現在、労働者側から2回提示いただいて、使用者側から1回提示という状況ですが、労働者側が45円引き上げて967円、使用者側28円引き上げて950円となり、現状で労使の提示金額に17円の隔たりがあります。

つきましては、本日はここで審議を終了し、次回の第3回専門部会において、労使双方に歩み寄りをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) それでは、年内発効に向け、次回専門部会において全会一致で結審できるよう、次回開催までに労働者側、使用者側ともに十分検討・協議をお願いします。

(3) 事務局からの連絡

(部 会 長) 今後の日程等について事務局から説明してください。

(室 長) 次回、第 3 回自動車小売業最低賃金専門部会につきましては、10月4日(水)午後1時30分から本日と同じ会場(福島合同庁舎3階会議室)において開催いたします。

委員の皆様には、ご多忙のところ恐縮ですが、出席方よろしく願いいたします。

3 閉 会

(部 会 長) それでは、これにて本日の専門部会を閉会とします。